

第9次雇用対策基本計画（抄）

平成11年8月13日
閣議決定

9 国際化への対応

(4) 外国人労働者対策

経済社会のグローバル化に伴い、我が国の企業、研究機関等においては、世界で通用する専門知識、技術等を有し、異なる教育、文化等を背景とした発想が期待できる専門的、技術的分野の外国人労働者に対するニーズが一層高まっている。このような状況の中で、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。

また、我が国の経済、社会等の状況の変化に応じて在留資格及び在留資格に関する審査基準によって規定される外国人労働者を受け入れる範囲については今後も見直すこととする。ただし、受入れ国としてみた日本には、周辺に巨大な人口を有し、かつ経済的に発展途上にある国が多いことから、巨大な潜在的流入圧力が存在していることに留意すべきである。このため、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、雇用情勢の悪化等我が国の労働市場の状況を反映して的確かつ機動的に入国者数を調節できるような受入れの在り方についても検討する必要がある。

なお、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。

また、単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として外国人労働者の受入れを考えることは適当でなく、まず高齢者、女性等が活躍できるような雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善等を推進していくことが重要である。

以上の基本方針に基づき、我が国における外国人労働者の就労環境の一層の整備を図る。そのため外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者等に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、また、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実に努める。特に、留学生については、専門的、技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れを推進する観点から、就職支援等の充実に努める。日系人労働者については、違法なブローカーの活動等により雇用面のトラブルが生じやすい点にかんがみ、公的就労経路の充実、雇用管理の改善等により、日系人の適正な雇用が確保されるよう努める。

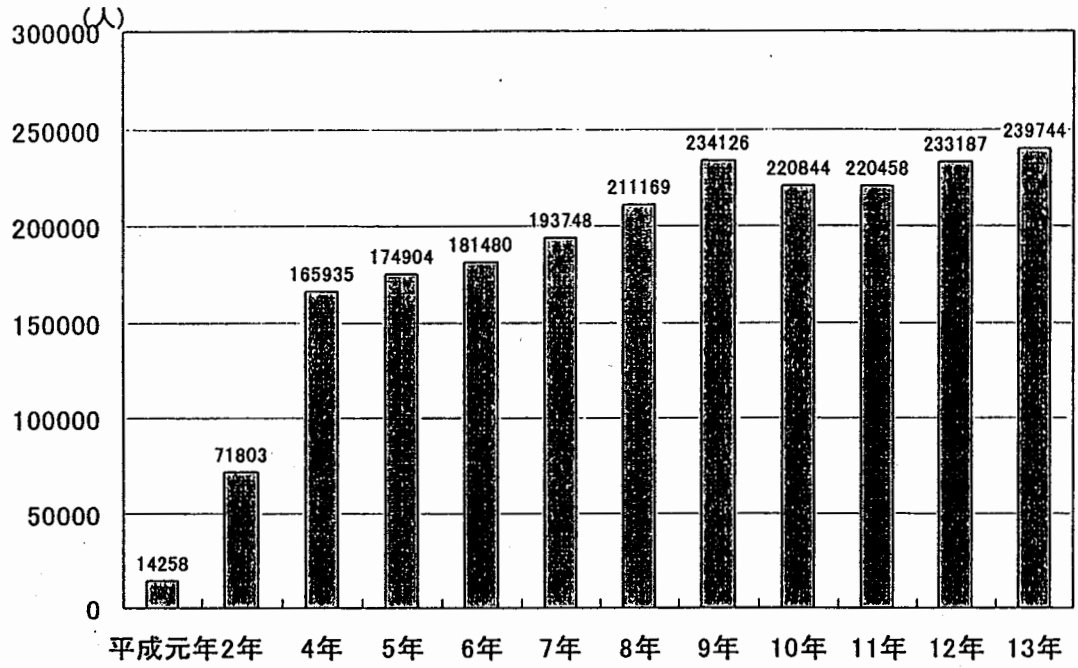
不法就労対策については、関係行政機関との連携、協力の下、人権擁護に留意しつつ、悪質な仲介業者や事業主の取締りの強化、事業主への啓発・指導等、的確な措置を講ずるとともに、我が国での適正な就労を促進するため、不法就労外国人を多く送り出している国等において、我が国の外国人労働者受入れ方針、制度等に関する周知、啓発を推進する。

また、労働基準関係法令等に基づき外国人労働者の労働条件及び安全衛生の確保を図る。

さらに、秩序ある国際労働力移動を実現するため、関係国際機関、各国政府との国際労働力移動に関する情報交換の促進、連携の強化に努める。

【資料15】

日系人労働者の推移（データは平成13年まで）



(出典：法務省入国管理局発表資料に基づく厚生労働省推計)

【資料16】

平成14年 我が国で就労する外国人(推計)

	在留資格	外国人数
就労目的外国人(専門的・技術的分野)	教 授	7,751
	芸 術	397
	宗 教	4,858
	報 道	351
	投 資 ・ 経 営	5,956
	法 律 ・ 会 計 業 務	111
	医 療	114
	研 究	3,369
	教 育	9,715
	技 術	20,717
	人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	44,496
	企 業 内 転 勤	10,923
	興 行	58,359
	技 能	12,522
	小 計	179,639
特定活動(注1)		46,445
アルバイト(資格外活動)(注2)		83,340
日系人等(注3)		233,897
不法就労	不法残留者数	220,552
	資格外就労、不法入国等	相当数(= α)
合 計		約76万人+ α

(資料出所) 法務省入国管理局

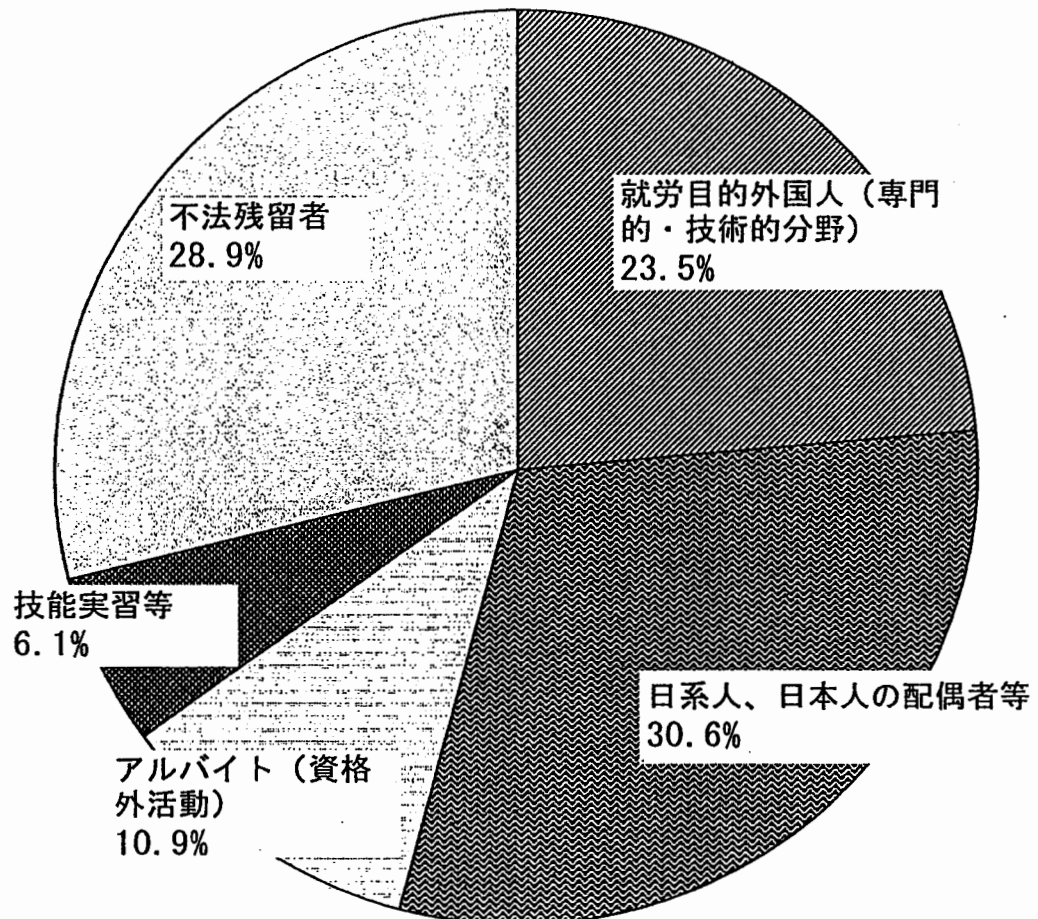
- (注) 1 特定活動とは、ワーキングホリデー、技能実習等を指す。ワーキングホリデーのうち、就労していると考えられる者の数は、厚生労働省が推計。
- 2 アルバイトは、「留学」等の在留資格で在留する外国人がアルバイトをするために資格外活動の許可を受けた件数。
- 3 日系人等の労働者とは、「定住者」、「日本人の配偶者等」、及び「永住者の配偶者等」の在留資格で日本に在留する外国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。日系人等の労働者数は厚生労働省が推計。
- 4 資格外活動者数は1年間の許可件数、不法残留者数は15年1月現在の数、その他の数は14年末現在の数。

外国人労働者の現状

(1) 在留資格別 外国人労働者数(平成14年)

外国人労働者のうち、合法就労者は約54万人(専門的、技術的分野の外国人労働者は約18万人、日系人等は約23万人、留学生アルバイト約8万人、技能実習等約5万人)。不法就労者は約22万人。

外国人労働者数(平成14年)



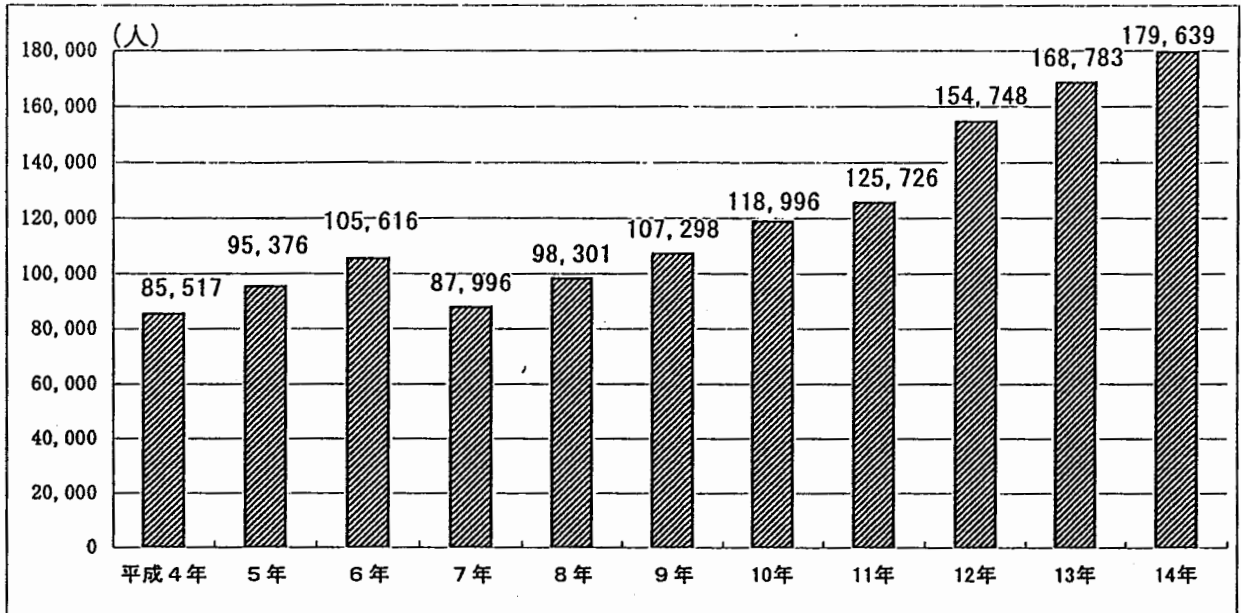
合 法 就 労 者	543,321
就労目的外国人(専門的・技術的分野)	179,639
日系人、日本人の配偶者等(注1)	233,897
アルバイト(資格外活動)(注2)	83,340
技能実習等(注3)	46,445
不 法 残 留 者	220,552
合 計	約76万人

(資料出所) 法務省入国管理局

- (注) 1 日系人、日本人の配偶者等の労働者とは、「定住者」、「日本人の配偶者等」、及び「永住者の配偶者等」の在留資格で日本に在留する外国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。日系人等の労働者数は厚生労働省が推計。
- 2 アルバイトは、「留学」等の在留資格で在留する外国人がアルバイトをするために資格外活動の許可を受けた件数。
- 3 技能実習等は、特定活動の在留資格を有し、技能実習による就労している者及びワーキングホリデーのうち、就労していると考えられる者等(厚生労働省が推計)を指す。

(2) 専門的、技術的分野の外国人労働者数の推移

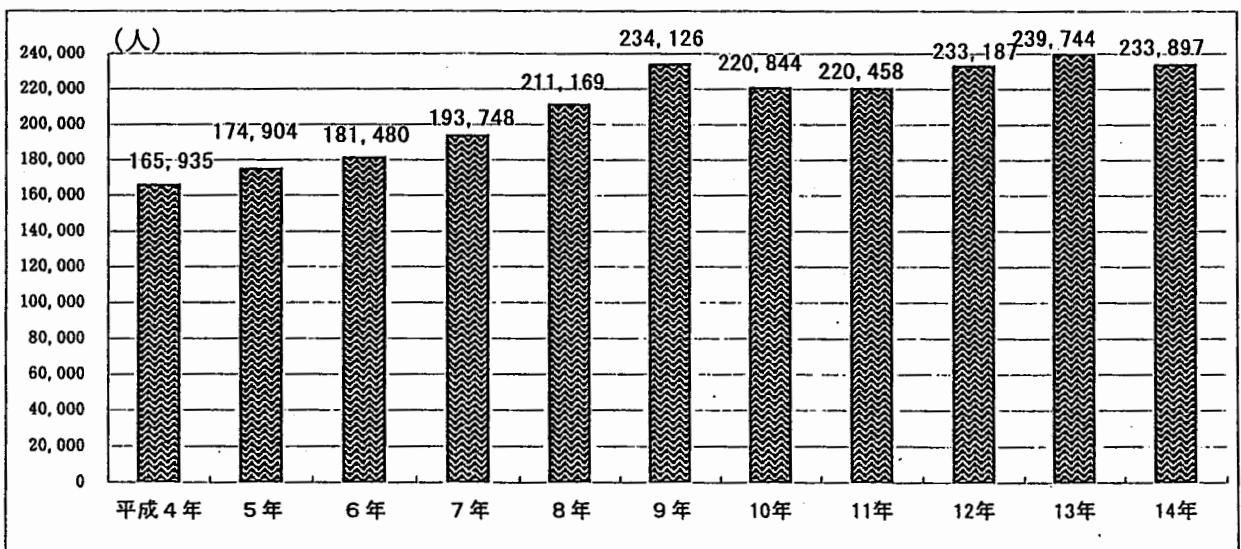
平成14年の専門的・技術的分野の外国人労働者数は約18万人（平成4年に比べ約9万人、110%増）。



資料出所：法務省入国管理局

(3) 日系人、日本人の配偶者等の労働者数の推移

平成14年の日系人、日本人の配偶者等の労働者数は約23万人（平成4年に比べ約7万人、41%増）。

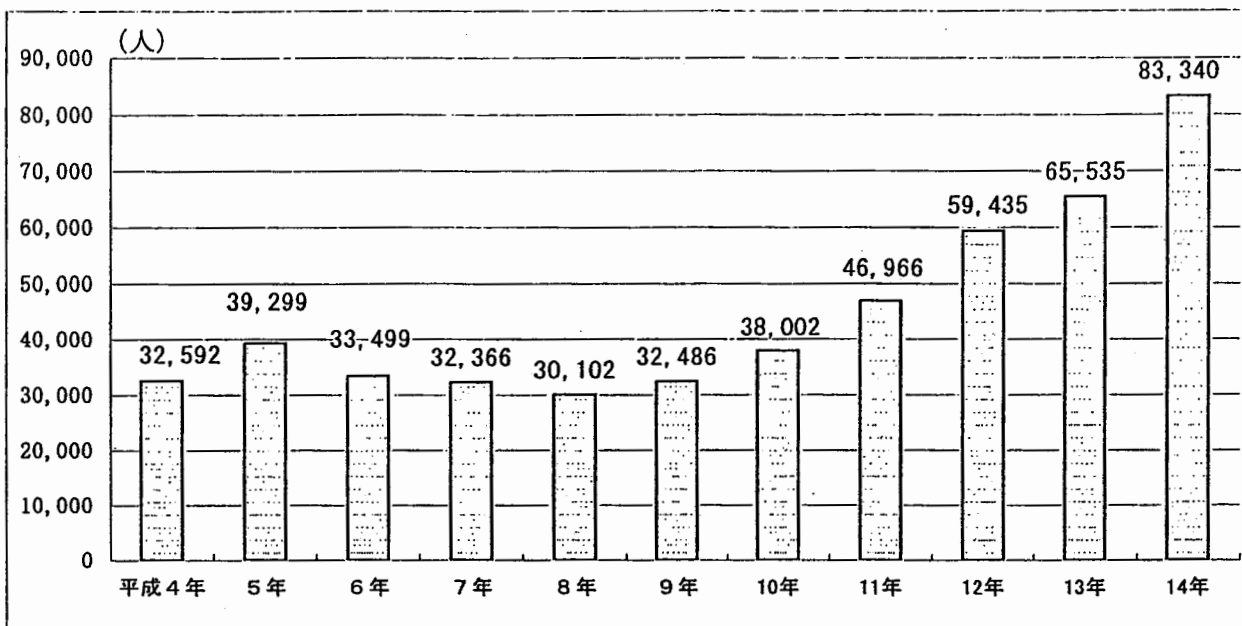


資料出所：法務省入国管理局データをもとに厚生労働省が推計

注) 日系人、日本人の配偶者等とは、在留資格「定住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」で日本に在留する外国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。

(4) 留学生、就学生等のアルバイトの推移

平成14年の留学生、就学生等のアルバイトは約8万人（平成4年に比べ約5万人、156%増）。

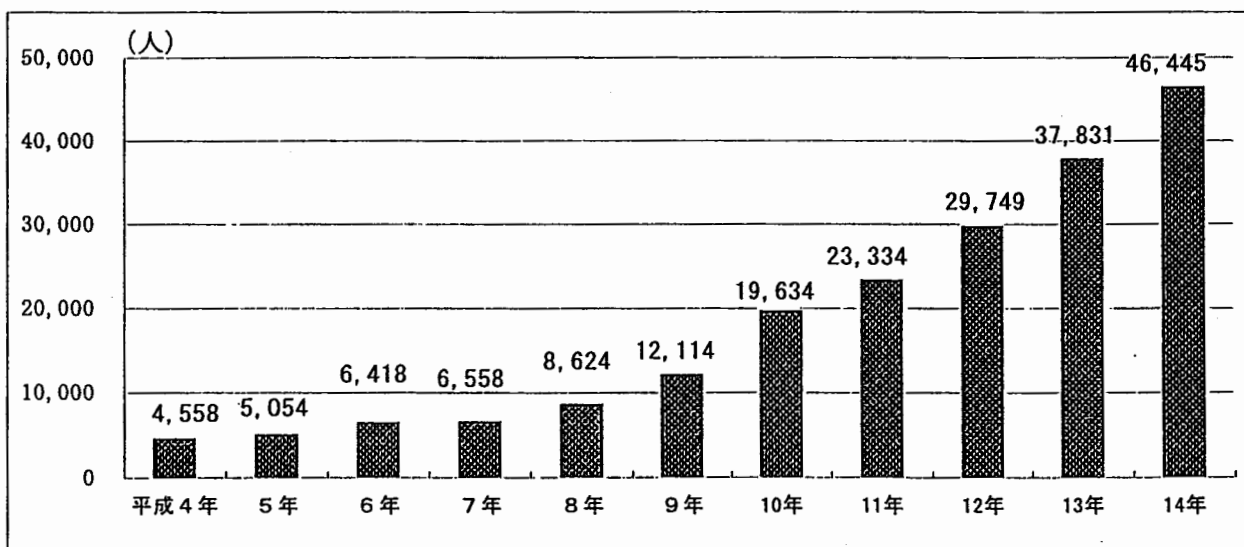


資料出所：法務省入国管理局

注) アルバイトは、「留学」「就学」等の在留資格で在留する外国人がアルバイトをするために「資格外活動許可」を受けた件数

(5) 技能実習生等の推移

平成14年の技能実習生等の数は約5万人（平成4年に比べ約4万人、919%増）。

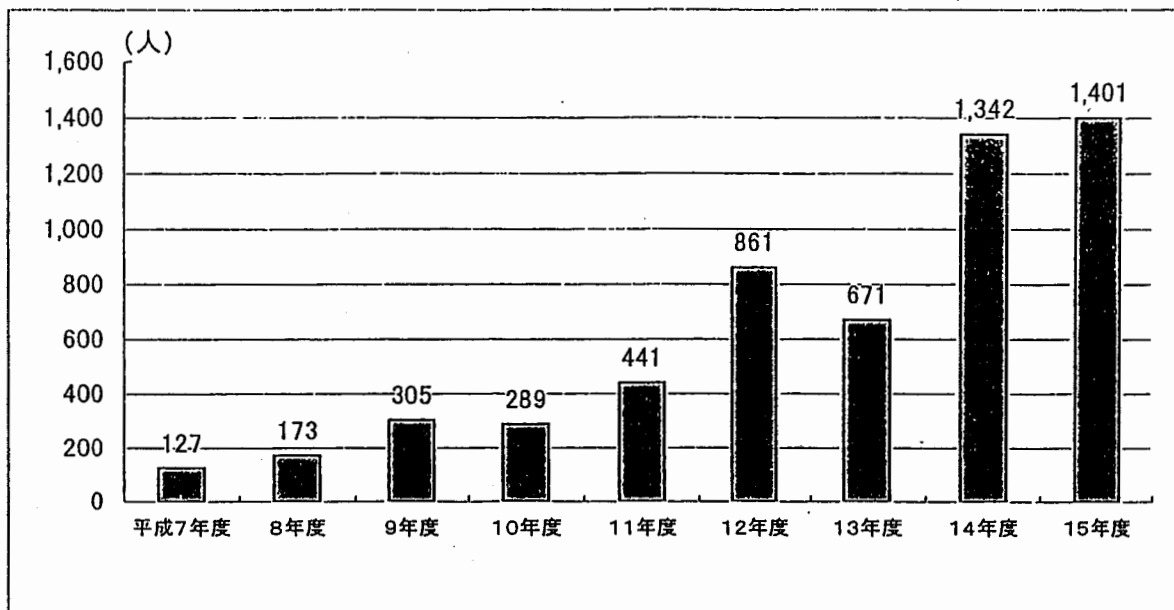


資料出所：法務省入国管理局データをもとに厚生労働省が推計

注) 技能実習生等には、技能実習生のほか、ワーキングホリデーなど「特定活動」の在留資格を得て就労する者も含まれている。

【資料18】 技能実習生の失踪者数の推移

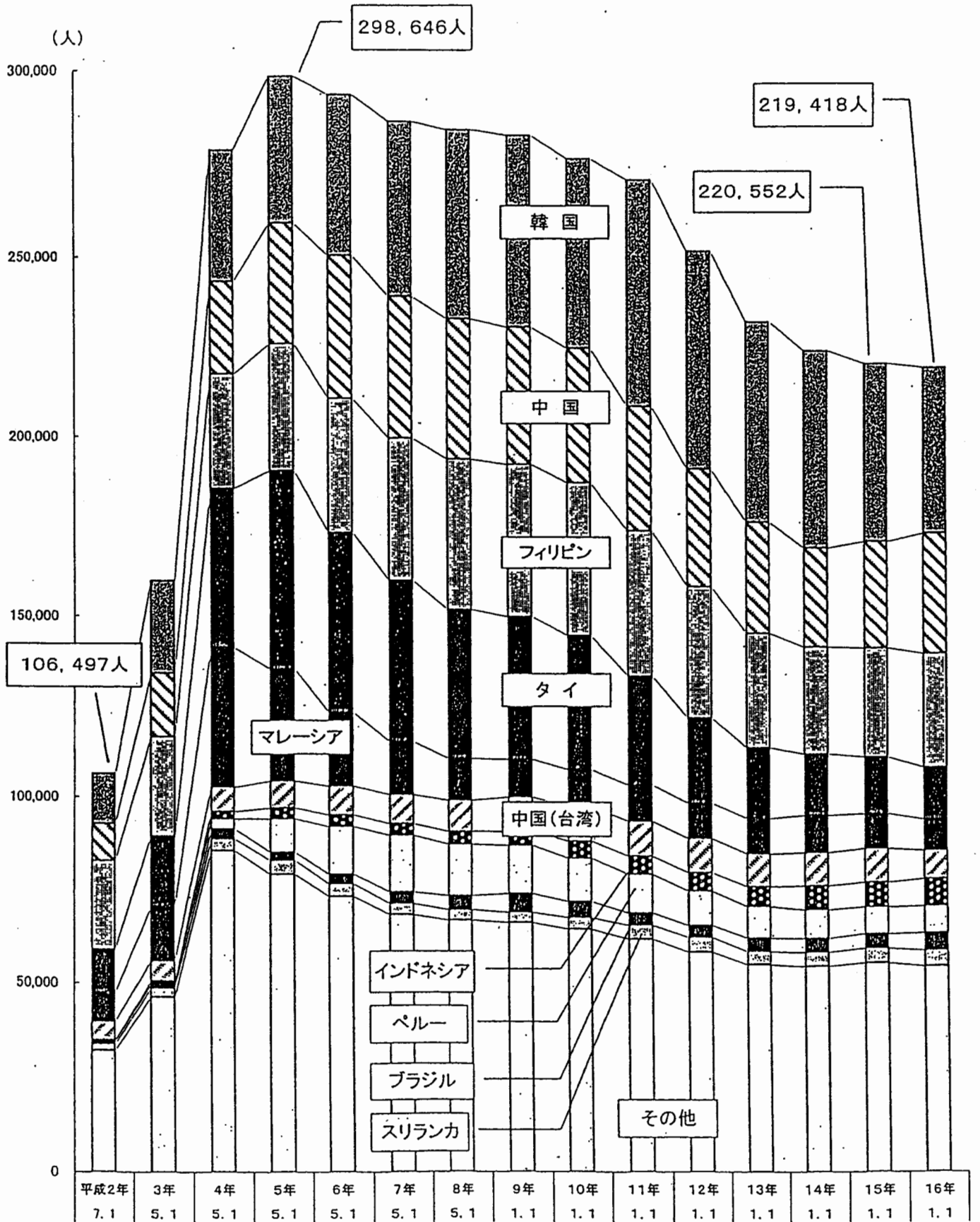
平成15年度の技能実習生失踪者数は1,401人（平成7年度に比べ1,274人、1003%増）。



資料出所：（財）国際研修協力機構データをもとに外務省が作成

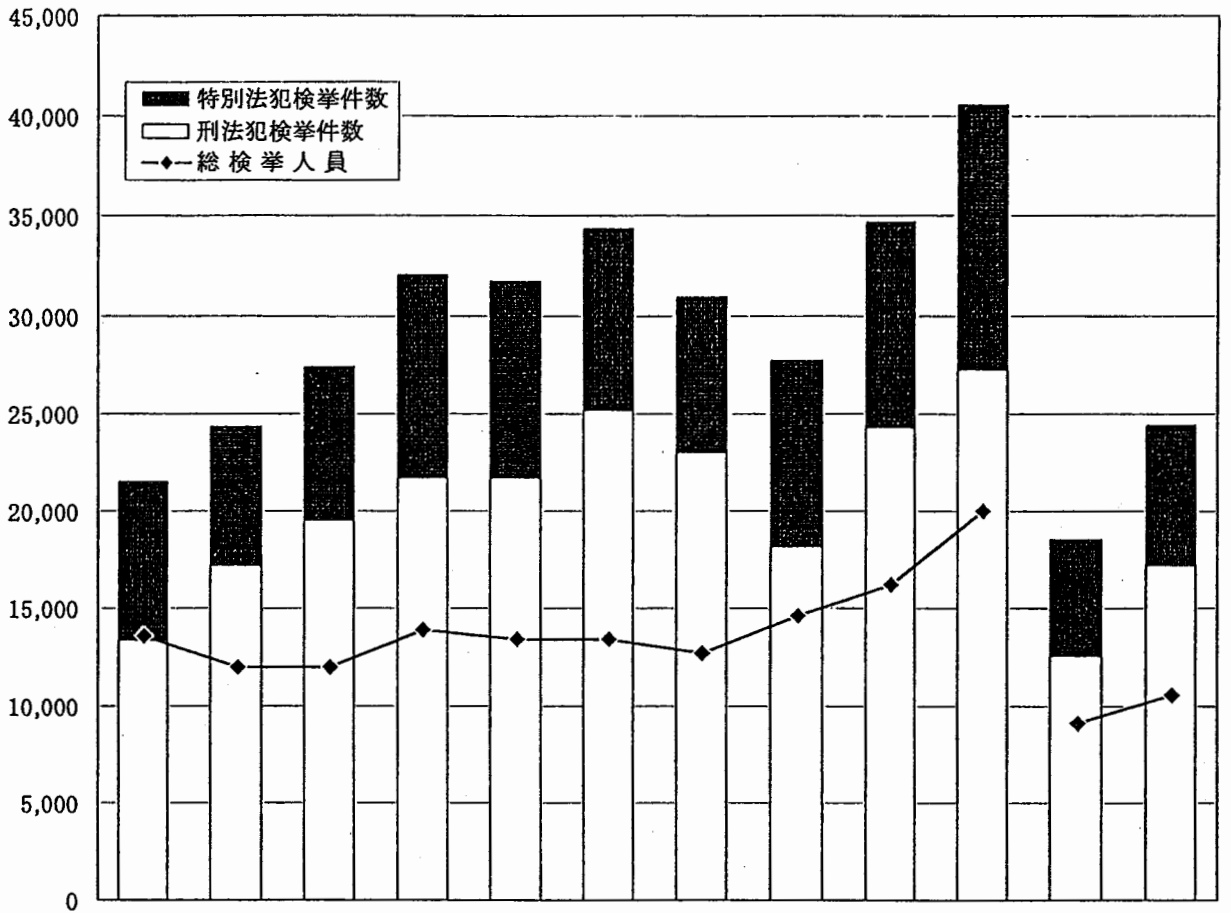
【資料19】 国籍(出身地)別 不法残留者数の推移

(出典：法務省入国管理局)



【資料20】

来日外国人 犯罪検挙 推移 (警察庁)

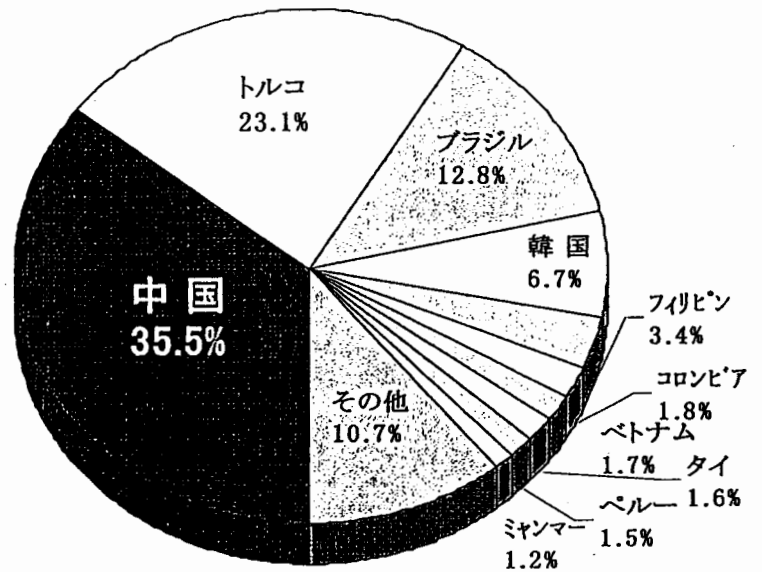


		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H15上	H16上
総検挙	件数	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615	18,591	24,437
	人員	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007	9,086	10,543
刑法犯	件数	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258	12,512	17,162
	人員	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725	4,018	4,269
特別法犯	件数	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357	6,079	7,275
	人員	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282	5,068	6,274

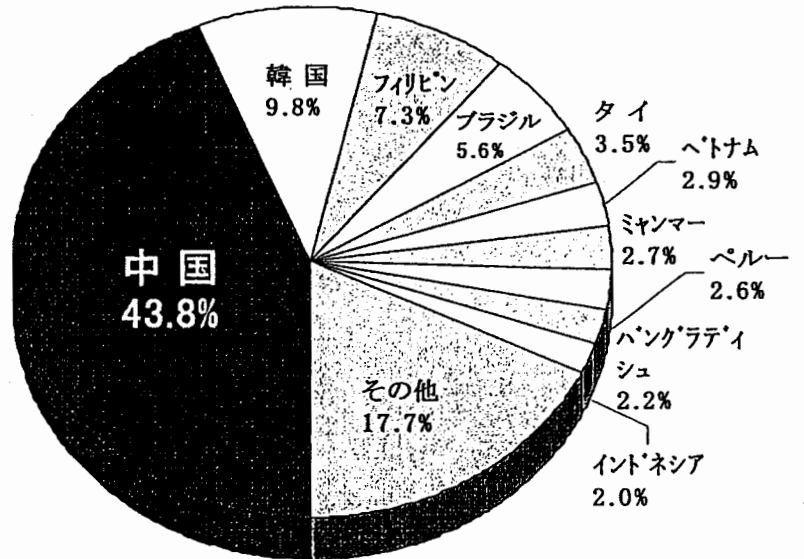
【資料20】

来日外国人 国籍別 検挙件数（平成16年上半期）（警察庁）

	総検挙件数		
	刑法犯	特別法犯	
総数	17,162	7,275	24,437
中国	5,891	2,782	8,673
トルコ	5,580	71	5,651
ブラジル	3,015	104	3,119
韓国	773	860	1,633
フィリピン	176	657	833
コロンビア	370	80	450
ベトナム	325	91	416
タイ	26	372	398
ペルー	229	129	358
ミャンマー	14	274	288
その他	763	1,855	2,618

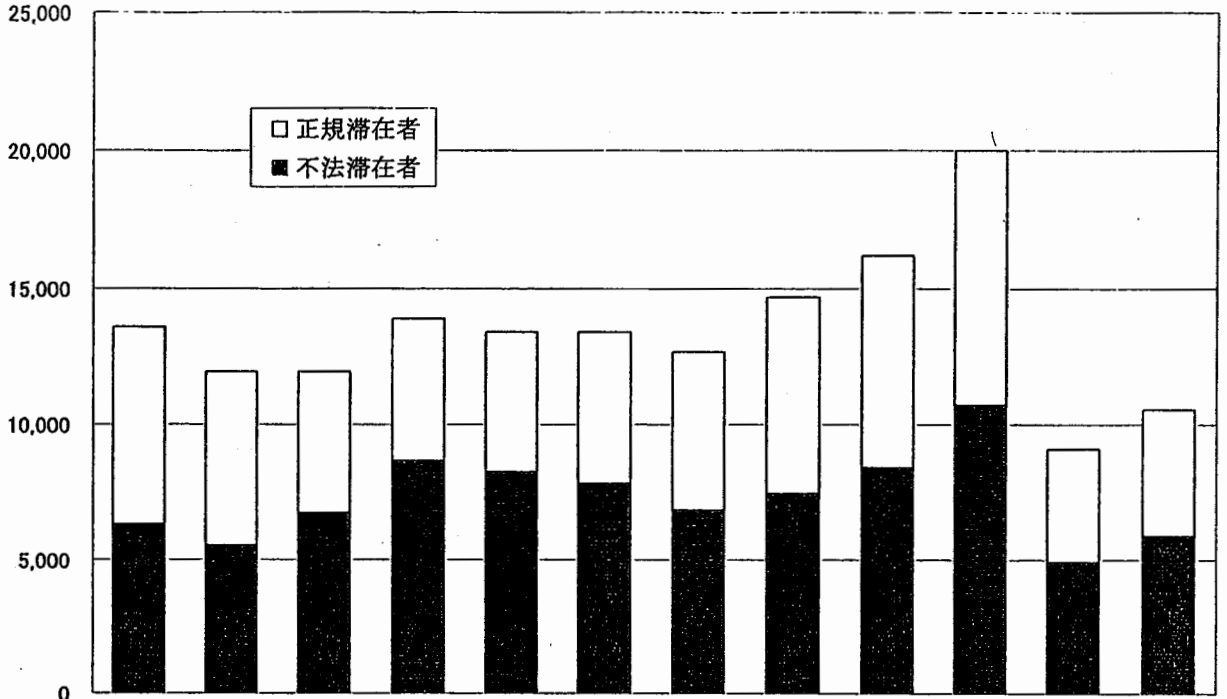


	総検挙人員		
	刑法犯	特別法犯	
総数	4,269	6,274	10,543
中国	2,173	2,447	4,620
韓国	303	726	1,029
フィリピン	169	598	767
ブラジル	511	76	587
タイ	28	336	364
ベトナム	252	56	308
ミャンマー	12	268	280
ペルー	176	102	278
ハンガリー	28	209	237
インドネシア	47	163	210
その他	570	1,293	1,863



【資料20】

来日外国人 在留資格の有無別 検挙人員の推移 (警察庁)



	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H15上	H16上
総検挙人員	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007	9,086	10,543
正規滞在者	7,255	6,444	5,198	5,205	5,194	5,599	5,883	7,225	7,795	9,255	4,185	4,632
不法滞在者	6,321	5,532	6,751	8,678	8,224	7,837	6,828	7,435	8,417	10,752	4,901	5,911
刑法犯	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,863	6,329	7,168	7,690	8,725	4,018	4,269
正規滞在者	5,774	5,212	4,394	4,118	4,080	4,434	4,726	5,789	6,287	7,205	3,264	3,637
不法滞在者	1,215	1,315	1,632	1,317	1,302	1,429	1,603	1,379	1,403	1,520	754	632
特別法犯	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282	5,068	6,274
正規滞在者	1,481	1,232	804	1,087	1,114	1,165	1,157	1,436	1,508	2,050	921	995
不法滞在者	5,106	4,217	5,119	7,361	6,922	6,308	5,225	6,056	7,014	9,232	4,147	5,279

韓国・中国等に対する査証手続緩和措置の現状

平成16年9月28日
外務省外国人課

1. 韓国

韓国人への査証免除

- (1) 韓国側の新型旅券の導入を前提に、愛知万博実施時期に合わせて、明年3月初めより9月末日まで期間限定の査証免除を実施する。
- (2) 右期間限定査証免除の結果を踏まえて恒久的査証免除を検討していく。

修学旅行生に対する査証免除措置

- 9月末までで約11000名が訪日予定（平成16年3月1日～）。

参考

- 査証手数料免除(平成2年～)。
- 有効期間5年、滞在期間90日の数次査証を発給(平成14年1月～)。
- W杯サッカー大会期間中を含む一定期間中(平成14年5月15日～6月30日)に訪日する韓国人に対して査証免除措置を実施。

2. 中国

中国国民訪日団体観光

- 対象地域の拡大(平成16年9月15日から実施)
2直轄市及び1省(北京市、上海市、広東省)に加え、1直轄市及び4省(天津市、江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省)を追加。

修学旅行生に対する査証免除

- 本年9月1日実施開始。

参考:

- 修学旅行生に対する査証手数料免除措置を実施(平成16年4月5日～)

3. 台湾

- 台湾人修学旅行生について、査証申請書の提出及び査証手数料を免除(平成16年9月1日～)

参考:

- 台湾人一般については、有効期間5年、滞在期間90日の数次査証を発給(平成11年8月～)。

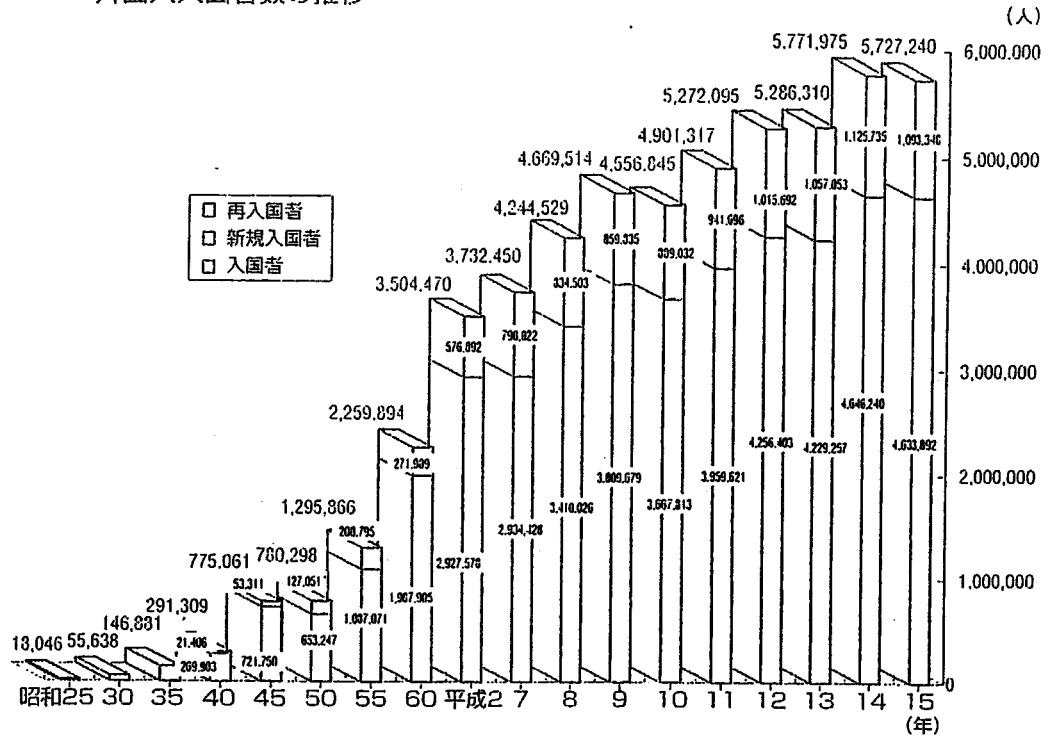
4. 香港

- 本年4月1日より、香港特別行政区(SAR)旅券所持者及び英国外市民(BNO)旅券所持者について査証免除を実施。

(了)

【資料22】

外国人入国者数の推移



(注) 昭和25年、30年及び35年は、入国者の内訳を算出していません。

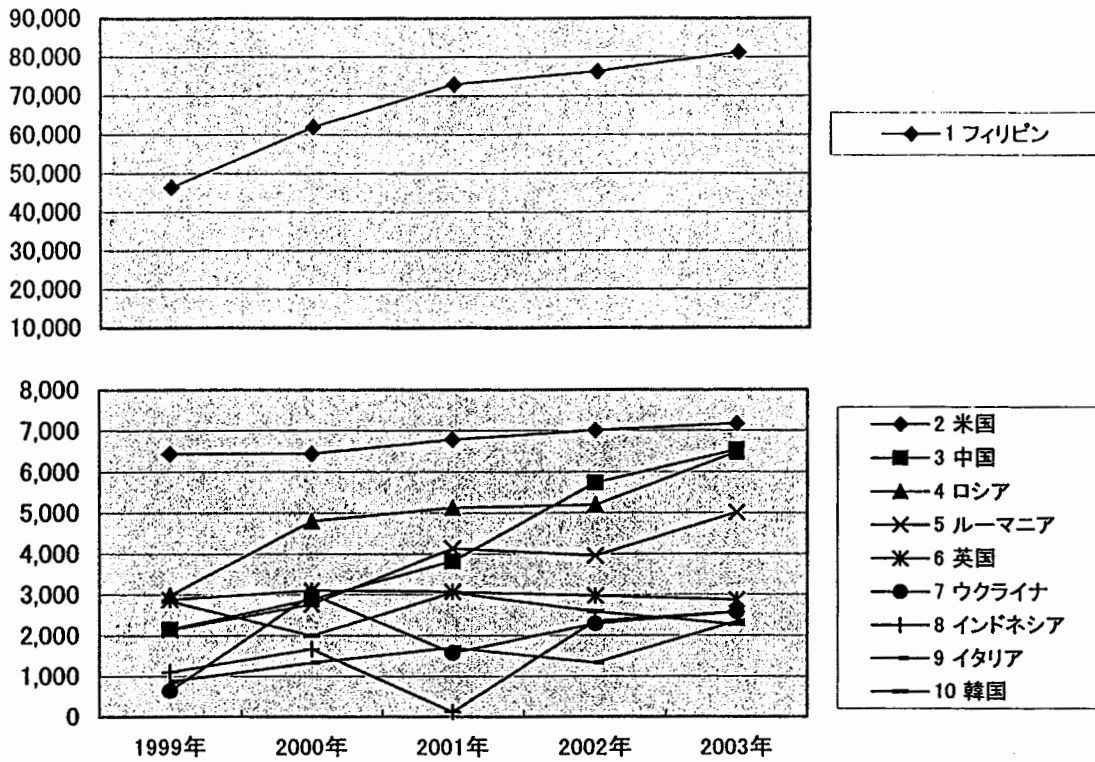
(出典：平成16年版「出入国管理」 発行：法務省入国管理局)

国籍(出身地)別入国者数の推移

年	昭和59	62	平成2	5	8	11	12	13	14	15
総数	2,036,488	2,161,275	3,504,470	3,747,157	4,244,529	4,901,317	5,272,095	5,286,310	5,771,975	5,727,240
韓国	292,483	360,159	978,984	1,069,450	1,224,441	1,160,034	1,286,583	1,342,987	1,472,096	1,621,903
中国(台湾)	351,294	360,636	610,652	700,294	756,785	963,701	944,019	838,001	909,654	816,692
米国	437,745	479,891	564,958	549,090	606,652	720,142	749,343	715,036	755,196	678,935
中国	51,010	73,030	117,814	204,302	257,393	327,005	385,296	444,441	527,796	537,700
フィリピン	49,511	85,267	108,292	109,353	106,394	144,305	169,755	186,262	197,136	209,525
英国	167,521	144,463	212,043	110,698	145,584	188,036	198,675	203,551	225,074	206,331
オーストラリア	47,803	39,169	53,252	59,906	66,697	137,558	150,046	152,480	167,868	175,315
中国(香港)	52,750	30,569	38,622	33,391	27,761	42,283	49,423	74,704	136,482	163,254
カナダ	53,095	58,536	64,791	73,738	87,246	109,651	122,260	128,707	134,845	129,460
英国(香港)	平成3年(1991)から英国と分離			113,063	138,254	208,172	192,946	187,113	154,758	97,720
ドイツ	49,773	55,271	66,827	64,102	77,717	89,355	90,605	89,895	96,070	95,691
タイ	45,978	33,719	69,477	72,812	68,987	64,246	73,472	77,521	86,683	95,018
その他	437,525	440,565	618,758	586,958	680,618	746,829	859,672	845,612	908,317	899,696

(出典：平成16年版「出入国管理」 発行：法務省入国管理局)

興行査証発給数上位国



	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
フィリピン	46,393 (1)	61,981 (1)	73,021 (1)	76,294 (1)	81,282 (1)
米国	6,447 (2)	6,445 (2)	6,795 (2)	7,019 (2)	7,184 (2)
中国	2,156 (6)	2,890 (6)	3,826 (5)	5,742 (3)	6,540 (3)
ロシア	2,997 (3)	4,802 (3)	5,129 (3)	5,204 (4)	6,486 (4)
ルーマニア	2,139 (7)	2,766 (7)	4,144 (4)	3,964 (5)	5,017 (5)
英国	2,886 (4)	3,114 (4)	3,082 (6)	2,978 (6)	2,880 (6)
ウクライナ	646 (18)	3,014 (11)	1,573 (10)	2,293 (9)	2,583 (7)
インドネシア	1,111 (11)	1,668 (10)	125 (38)	2,366 (8)	2,577 (8)
イタリア	870 (14)	1,335 (9)	1,704 (9)	1,331 (11)	2,345 (9)
韓国	2,849 (5)	1,993 (5)	3,059 (7)	2,592 (7)	2,271 (10)
チェコ	1,350 (8)	1,736 (13)	1,061 (13)	1,075 (12)	1,097 (11)
フランス	1,187 (9)	1,079 (12)	1,194 (12)	1,065 (13)	1,014 (12)
ブラジル	779 (15)	1,212 (18)	1,021 (14)	769 (16)	947 (13)
スペイン	621 (20)	855 (17)	787 (16)	717 (19)	816 (14)
タイ	390 (23)	491 (23)	769 (17)	736 (17)	772 (15)
オーストリア	943 (13)	1,041 (14)	842 (15)	732 (18)	702 (16)
オーストラリア	643 (19)	657 (22)	572 (22)	545 (23)	624 (17)
カナダ	755 (16)	686 (21)	588 (21)	635 (20)	577 (18)
スロバキア	503 (21)	399 (24)	441 (23)	455 (25)	554 (19)
ベラルーシ	96 (36)	230 (27)	300 (26)	397 (27)	530 (20)
総数	84,106	107,277	120,332	125,983	133,950

* 括弧内は順位

【資料24】

外国人労働者雇用関係事犯検挙状況の推移（警察庁）

	H11		H12		H13		H14		H15		H15上		H16上	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
合 計	504	598	342	379	375	437	342	352	338	394	155	186	156	176
不法就労助長(入管法)	484	583	323	368	360	426	334	347	336	392	153	184	153	173
職業安定法	12	6	18	10	10	6	6	4	0	0	0	0	2	2
労働者派遣法	7	8	1	1	4	5	2	1	2	2	2	2	1	1
労働基準法	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：労働者派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律をいう。

外国人労働者雇用関係事犯中、暴力団員及びブローカー検挙人員の推移（警察庁）

	H11	H12	H13	H14	H15	H15上	H16上
暴力団員	21	4	15	6	2	0	4
ブローカー	44	17	15	18	21	15	11
うち外国人	27	7	8	3	4	4	5
中国	1	0	4	1	2	2	2
コロンビア	2	0	0	0	2	2	0
タイ	9	2	3	0	0	0	1
韓国	13	2	1	0	0	0	0
その他	2	3	0	2	0	0	2

注：暴力団員とブローカーの検挙人員には重複計上分がある。

注：中国に台湾、香港等は含まない。

摘発事業所被雇用外国人の国籍等別状況の推移（警察庁）

	H11		H12		H13		H14		H15		H15上		H16上	
	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	うち姓	
合 計	1,628	1,149	1,033	695	1,176	795	855	574	1,054	628	480	303	635	287
中 国	189	135	163	126	420	308	202	151	291	199	148	103	277	115
フィリピン	209	165	122	93	109	84	147	110	123	87	34	19	66	53
タイ	266	206	205	162	136	76	72	48	49	26	26	13	54	47
韓国	669	567	277	241	285	225	179	159	129	97	63	54	32	23
中国(台湾)	16	15	4	2	24	18	21	21	42	38	28	27	13	12
バングラディシュ	7	0	24	0	9	0	8	0	29	1	17	0	4	0
コロンビア	18	17	7	7	8	8	2	2	59	59	48	48	2	2
その他	254	44	231	64	185	76	224	83	332	121	116	39	187	35

注：中国に台湾、香港等は含まない。

【資料24】

摘発事業所被雇用外国人の在留資格（入国時）別状況の推移（警察庁）

	H11		H12		H13		H14		H15		H15上		H16上	
	うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
合 計	1,628	1,149	1,033	695	1,176	795	855	574	1,054	628	480	303	635	287
短期滞在	1,173	791	636	386	612	366	388	211	517	246	247	138	234	75
興 行	86	83	81	79	116	112	152	146	107	106	44	44	27	26
留 学	13	6	24	15	40	27	44	34	67	42	41	24	37	22
就 学	29	18	37	21	57	43	32	25	46	32	18	12	126	23
研 修	8	1	13	7	23	6	15	4	17	6	11	4	13	8
そ の 他	319	250	242	187	328	241	224	154	300	196	119	81	198	133

【資料25】

来日外国人売春防止法違反検挙状況（警察庁）

		H15上				H16上				増減	
		勧誘等	周旋等	その他	計	勧誘等	周旋等	その他	計	増減	増減率
総数	件数	71	36	31	138	76	24	2	102	-36	-26.1%
	人員	72	5	13	90	76	12	6	94	+4	4.4%
中国	件数	26	11	10	47	23	6	2	31	-16	-34.0%
	人員	26	4	10	40	23	6	5	34	-6	15.0%
タイ	件数	25	0	0	25	30	3	0	33	+8	32.0%
	人員	25	0	1	26	30	2	1	33	+7	26.9%
コロンビア	件数	11	0	0	11	11	0	0	11	0	0%
	人員	11	0	0	11	11	0	0	11	0	0%
中国(台湾)	件数	5	25	20	50	8	14	0	22	-28	56.0%
	人員	5	1	2	8	8	1	0	9	+1	12.5%
韓国	件数	2	0	1	3	1	1	0	2	-1	-33.3%
	人員	2	0	0	2	1	2	0	3	+1	50.0%
その他	件数	2	0	0	2	3	0	0	3	+1	50.0%
	人員	3	0	0	3	3	1	0	4	+1	33.3%

注：中国に台湾、香港等は含まない。

来日外国人 国籍等別 売春防止法違反検挙人員 構成比（H16年上半期）

